

平生町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月12日(金) 午前9時30分～午前9時57分
- 2 開催場所 平生町役場 大会議室
- 3 出席委員 (5人)

会 長 内山 壯二

職務代理者 吉崎 秀和

委 員 瀬尾 純夫 窪田 伸子 金福 和広

- 4 欠席委員

- 5 農地利用最適化 中山 直行 藤山 一人 松村 哲雄
推進委員(6人) 田代 勉 羽山 敦紀 河内山 裕子

- 6 欠席委員

- 7 事務局職員 局 長 吉岡 文博
書 記 久保 真大

- 8 会議録署名委員

○会 長

これより9月定例農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は議長において、瀬尾委員さん、金福委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

- 9 会 議

○事務局

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

【議案第1号】

○事務局

ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田、面積は350㎡、一体利用地の自己所有の宅地があり、そちらを含めた計画面積は564.82㎡となっております。農地区分は第3種農地、転用目的は敷地拡張、工事期間は許可後1か月となっております。

続いて、3ページをご覧ください。緑色の着色部分が申請地、斜線部分が一体利用地です。平生図書館の北側に位置するあたりとなります。

続いて4ページが公図となります。斜線部分が申請地です。一体利用地の●●番●に昭和43年に申請人の父が農地法の許可を得て自宅を新築しました。その後、昭和56年に農地法の許可を得ることなく申請地の北側に増築が行われ、その後、相続により土地、建物を取得しています。この昭和56年の

増築に関して始末書が添付されています。

被害防除からですが、申請地は、すでに造成されており追加の造成、整地はありません。雨水は自然流下で側溝へ、汚水については公共下水道へ接続済です。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 9月8日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としましては、事務局の説明のとおりで、すでに昭和56年に増築等が行われている状態です。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕ということにしています。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しています。汚水排水はないか、公共下水道です。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。

農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○瀬尾委員 2ページの転用の時期の工事完成が許可後1か月となっていますが、この書き方で問題ないでしょうか。

○事務局 申請書にそのように記載があるということで許可後1か月としています。が、これまでも事前着工している場合、同様に1か月としていたようです。

○窪田委員 今回の申請に至った経緯はあるのですか。

○事務局 申請人の父が令和5年に死亡し、相続手続きをする中で申請地が農地のままということが判明したため、今回の申請に至ったと聴き取りしています。

○瀬尾委員 固定資産税の関係でわからなかったのですか。

○事務局 固定資産税の情報は農業委員会事務局では把握ができない状況です。

○会 長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案第2号「許可外転用について」事務局からお願いします。

○事務局 議案第2号「許可外転用について」1件を上程いたします。

【議案第2号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

申請地は記載のとおりで合計面積は521.5㎡、転用目的は送電線鉄塔電線張替工事で、申請人は電気事業者となります。

6ページが位置図となります。着色した部分が今回の申請地です。県道大野南長迫線から山田に抜ける道沿いに位置しています。

本件は、許可外の申請となっておりますが、こちらは、農地法施行規則第29条、「農地の転用の制限の例外」の第13項に「電気事業者が送電用、配電用の施設、送電線、配電用の電線を架設するための装置又は施設、若しくは装置を設置するために必要な道路や索道の敷地に供するために農地を農地以外のものとする場合」とあり、これに該当するため許可不要ではありますが、事業内容の把握のため、事前に農業委員会に届出がなされたものとなります。

一時転用期間は、令和7年10月1日から令和8年2月20日となっております。

工事完了後、現状に回復する旨の誓約書が添付されております。

以上よろしく願いいたします。

○会 長 こちらについては許可外ですので、実態調査報告は行いません。

これより質疑にはいります。なにか質疑はございませんか。

○金福委員 登記上は田となっているが、現地は田ではないが、そのあたりの書類関係は出ているのでしょうか。

○事務局 申請地は平成25年に畑地造成の届出がされております。

○金福委員 完了の届出は行われていますか。

○事務局 事務局で確認したところ、完了届は未提出と思われますので、今後、所有者に対して完了届の提出を促します。

○金福委員 完了届が出ていないのに、許可外とはいえ前に進めていいのですか。

○事務局 造成は済んでいるので、早急に所有者に完了届を提出するように話をします。

○金福委員 現地を確認すると、一部クラッシャーが入っている状況でしたが畑としてはクラッシャーは不向きだと思うので、その理由も含めて完了届を出してもらうといいと思うのですが、いかがでしょうか。

○会 長 わかりました。そのあたりも含めて提出するように話をします。いずれに

しても、許可がいないからそのあたりのことがあやふやにならないようにいたしますので、ご理解いただけたらと思います。

○金福委員 わかりました。万全の体制を取ってください。

○会 長 登記上の地目と現況の地目が異なることはあります。登記上は登記の手続きを行い地目を変えていただかないと畑地造成の届出を行ったことで、登記の地目が変わるわけではないので、別に考える必要もあると思います。

○会 長 ほかに質疑はございませんか。
(なし)

○会 長 こちらについては許可外ですので採決は行わず、この届出を受理いたします。

続いて、議案第3号「令和7年度平生町農用地利用集積等促進計画（案）」について、事務局からお願いします。

○事務局 議案第3号「令和7年度平生町農用地利用集積等促進計画（案）」について上程いたします。

【議案第3号】

○事務局 ご説明いたします。議案第3号、令和7年度平生町農用地利用集積等促進計画（案）の別綴じをご覧ください。

2枚目ですが利用権設定件数2件、筆数は3筆で、設定面積は4143㎡、中ほどはその内訳を記しております。3枚目ですが、利用権の種類としましては、使用貸借で新規となっています。整理番号48は水稻、野菜栽培ということですが、今年度は保全管理ということです。整理番号49は先月の総会時に追認ということで申請があったものに対して、漏れていた土地があったため追加で申請されたものです。以降のページに位置図を添付しておりますのでご覧ください。

以上、この計画（案）について町から意見を求められていますので、よろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に対して、委員の皆さんから質問や意見があればお願いします。
(なし)

○会 長 よろしいでしょうか。

では、今の件については、意見なしということで町へ回答します。

続いて、議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」です。これは近年、全国的に農業委員会に関連した不祥事が続けて発生しておりますが、行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務執行に努めなければなりません。

この内容は農業委員、農地利用最適化推進委員に関係するものですので、採決は農地利用最適化推進委員を含めた全員で行います。それでは、事務局からお願いします。

○事務局 議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」について上程いたします。

【議案第4号】

○事務局 議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）をご覧ください。

読み上げて、提案とさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

3. 農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業委員会法第14条、同第24条の秘密保持義務を遵守し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様に秘密を漏らしてはならない。

令和7年9月12日平生町農業委員会

以上です。

○会 長 ありがとうございました。

それでは質疑にはいります。なにか質疑はございませんか。

（なし）

○瀬尾委員 不祥事ということですが、具体的にどういったものがあたるのかを知りたいです。

○事務局 今回の農業会議からの文章では、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が発生したという記載はありますが、これ以上の具体的な内容の記載はありません。

農業委員、農地利用最適化推進委員には法的な立場がありますので、そういった立場を利用して自分の思うように導いたりすることがないようにということが主にあると思います。

○会 長 農業委員、農地利用最適化推進委員は非常勤の公務員ですから、綱紀肅正に努めていただければと思います。

○会 長 他にご質疑等ございませんか。無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員賛成ですので、（案）を削除してください。

今後とも農業委員、農地利用最適化推進委員の立場をわきまえて行動等をお願いいたします。

○会 長 以上、これにて本総会に付議されました案件は全て終了いたします。

会長

関 山 光 二

署名委員

金 福 和 夫

署名委員

瀬 尾 純 夫